

## 同志社大学政法会奈良支部会則

### (名称)

第1条 本会は、同志社大学政法会奈良支部と称する。

### (目的)

第2条 本会は、同志社大学政法会支部規則に基づき、会員相互の親睦と啓発を図り、本部の事業に協力し、同志社大学法学部及び大学院法学研究科の充実発展に寄与することを目的とする。

### (事務所)

第3条 本会の事務所は、奈良県内に置く。

2 事務所の住所は、支部長の自宅住所地とする。

### (事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 会員相互の親睦及び互恵的發展を図る事業並びに会員に知的刺激を与えうる啓発事業
- ② 同志社大学政法会（以下「本部」という。）の行う事業に対する協力
- ③ 会員名簿の整備
- ④ 本部及び他の支部との連絡調整
- ⑤ その他本会の目的を達成するために必要な事業

### (会員の資格)

第5条 本会は、同志社大学政法会会員であって、原則として奈良県内に住所または勤務地を有する者とする。

### (会費)

第6条 会員は、以下に定める会費のいずれかを納入しなければならない。

- ① 一般会員年会費 毎年 3,000 円
- ② 終身会費 30,000 円

(役員)

第7条 本会に次の役員をおくことができる。

- |        |            |
|--------|------------|
| ① 支部長  | 1名         |
| ② 副支部長 | 2名以上5名以内   |
| ③ 事務局長 | 1名         |
| ④ 会計   | 1名         |
| ⑤ 支部委員 | 10名以上20名以内 |
| ⑥ 監事   | 2名         |
| ⑦ 顧問   | 若干名        |

(役員を選任)

第8条 支部長及び監事は、支部総会において会員の中から選出する。

- 2 支部委員は、支部長が選任の上、支部総会において承認を得るものとする。
- 3 副支部長、事務局長及び会計は、支部委員の中から支部長が委嘱する。
- 4 顧問は、支部長が委嘱する。

(役員の職務)

第9条 支部長は、支部の会務を統括し、本会を代表する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、支部長があらかじめ指定した順序によりその職務を代行する。
- 3 事務局長は、本会の事務を統括する。
- 4 会計は、本会の会計を処理する。
- 5 支部委員は、支部委員会に出席し、その業務を処理する。
- 6 監事は、本会の収支及び財政の状況を監査し、総会に報告するほか、必要に応じ支部委員会に出席して意見を述べるることができる。

(役員任期)

第10条 各役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中で再選された役員任期は、前任者の残任期の満了までとする。

(支部総会)

第11条 支部総会は、定時総会及び臨時総会とする。

- 2 定時総会は、2015年度は10月に、翌年度以降は、原則として毎年6月に開催する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、自然災害、感染症の流行などで総会を開催することが著しく困難と支部委員会が判断した場合には、定時総会の開催を中止又は延期することができる。
- 4 臨時総会は、支部長または支部委員会が必要と認めたときに開催する。
- 5 支部総会は、支部長が招集し、議長となる。
- 6 支部総会を招集するには、開催日の1カ月前までに各会員に対して、会議の日時、場所及び目的の通知を発しなければならない。
- 7 支部総会は、事業計画、予算、事業報告、収支決算及び支部委員会において必要と認められた事項を審議し、決議する。
- 8 支部総会の決議は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは支部長がこれを決する。
- 9 前項の規定にかかわらず、第3項に該当する場合は、総会議決の代替措置として、会員は議決すべき議案に対して、書面又は電磁的方法による議決を行うことができる。なお、この場合の議決は、当該議決権を有効に行使した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは支部長がこれを決する。

#### (支部委員会)

- 第12条 支部委員会は、支部長、副支部長、事務局長、会計及び支部委員をもって構成する。
- 2 支部委員会は支部長が招集し、議長は支部長または支部長の指名した者がこれにあたる。
  - 3 支部委員会は、総会に提出する議題、資産管理に関する事項、事業計画、収支決算に関する事項及びその他重要な事項を審議し決議する。
  - 4 支部委員会の決議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
  - 5 前項の規定にかかわらず、自然災害、感染症の流行などで支部委員会を開催することが著しく困難な場合には、第11条第9項の規定を準用する。この場合において、第11条第9項中「総会」とあるのは「支部委員会」と、「会員」とあるのは「支部委員」と読み替えるものとする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、2015年度は10月11日に始まり、翌年3月31日に終了する。

2 翌年度以降は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(経費)

第14条 本会の業務遂行に要する経費は、会費、支部総会の都度徴収する支部総会会費及びその他の収入をもって充てる。

(報告事項)

第15条 支部長は、本部に対して次の事項を報告しなければならない。

- ① 支部総会の概要（総会招集通知書発送数を含む。）
- ② 役員の異動（その都度遅滞なく）
- ③ 支部会則の変更
- ④ 年次収支決算状況（本部からの補助金等を受け入れた年度に限る。補助金等の運用を翌期に繰り越した場合も同じとする。）
- ⑤ 年度末会員在籍数
- ⑥ 本部会長から報告を求められた事項

(会則の変更)

第16条 この会則の変更は、支部委員会の議を経て、支部総会において決議する。

(定めのない事項)

第17条 この会則に定めのない事項については、同志社大学政法会会則に準拠して、支部委員会が決定し処理する。

附 則

- 1 この会則は、2015年10月11日 (本会設立の日) から施行する。
- 2 2015年度(2015.10.11~2016.3.31)の年会費は、第6条の規定にかかわらず2,000円とする。

附 則

この会則は、支部総会の決議があった日から施行する。(2018年6月2日)

附 則

この会則は、支部総会の決議があった日から施行する。(2019年6月29日)

附 則

この会則は、支部総会の決議があった日から施行する。(2021年12月4日)